



幼い難民を考える会

幼い難民に未来を……CYRニュース 第7号

〒150 東京都渋谷区広尾4-3-1 ☎ 03-499-1226 普通預金口座：第一勧銀広尾057-1280617 郵便振替口座：東京1-36227



髪の毛はまだ赤いが、こんなにふっくらした顔立ちになった。つい先日まで、母の膝もとを離れなかった子どもである。（撮影 野中章弘）

写真展

「育て難民キャンプの子ら」によせて

タイ・カンボジア国境で、文字通り生と死を分けた日々から二年半。鉄条網の中で生まれたカンボジアの小さな未熟児が、よちよち歩きを始めました。栄養失調のため赤茶けた薄い髪の毛と、わずかに女の子らしい顔立ちになりました。

タイにある赤土のカオイダン・キャンプには、いまも4万人の「難民」が収容されています。タイ軍の兵士が監視するキャンプには、もちろん出入りの自由はありません。長くなつた収容所生活を嫌つて、家族を残して自分の村へと出て行つた父親がありました。難民の数を減らす目的で、タイ軍が呼びかけた「自主帰国」に応え、ゴザ、鍋、バケツをまとめ、国境へ向かった家族もありました。逆に、外国に移り住みたいと、生活が苦しいカンボジアから逃げてくる人も後を絶ちません。身よりを頼り第三国での暮らしを夢見る人。どこへゆくあてもない人。だれもが生活の手たてのないまま援助にまかせて、強制送還を恐れ、漠然とした将来を待っています。

配給米は飢えを抑え、痩せた子どもは減りました。しかし、片よった栄養は慢性の病人をふやし、皮膚病をはやらせています。

1979年、やつれて放心していた人びとが、一日も早く立ち直れるようにと、私たちは難民キャンプでの仕事を始めました。そして、人びとの恐怖やいらだち、無力感を身辺に見てきました。

キャンプの人たちはよく耐えてきました。幼いものの育つ姿に、失なつた生活と見えない将来への複雑な思いをつないでいるのがわかります。母たちは布を織り、針をもち、父たちは竹を削り、楽器をつまびき、子らの笑顔に励されます。

政治に沙汰され、戦火にまき込まれ、かろうじて身を守ってきた人びと。大きな力の前には無力の民でしかなかった「難民」。私たちはここに見る記録を、戦争の影がしのびよる私たち自身の生活に、まっすぐにつながるものだと考えています。同時にまた、この記録は、苦しみを経た人びとが呼びかける「平和」と「人間回復」へのメッセージです。

セージでもあると考えています。

——写真展会場の掲示文から——

☆ ☆

写真展「育て難民キャンプの子ら」を下記の日程で開催いたします。ご支援いただいている全国のみなさまに会の活動を報告するとともに、改めて難民ということへの理解を深め、その中で私たち一人一人の生き方をも考えていただきたいと思います。ご来場をお待ちしています。

2/19~2/24

愛知 名古屋三越栄本店ステアーギャラリー
名古屋市中区栄3-5-1 Tel. 052-251-2111

3/1~3/7 京都YMC A共催

京都 京都YMC A国際文化センター1Fロビー
京都市中京区三条通柳馬場角 Tel. 075-231-4388

3/15~3/20

大分 大分銀行本店1Fロビー
大分市府内町3-4-1 Tel. 0975-34-1111

3/28~4/3

東京 東邦生命ビル2Fギャラリー
渋谷区渋谷2-15-1 Tel. 03-499-2942

4/25~4/29

神奈川 横浜産貿ホール2F小展示室
横浜市中区山下町2 Tel. 045-671-7050

5/8~5/29

岩手 宮古市立図書館ホール
宮古市宮町1-3-6 Tel. 01936-2-2414

おわびと訂正 写真展案内状の大分での日程が
3/15~3/22とありましたが、3/15~3/20の
誤りでした。謹んでお詫びし訂正いたします。

難民問題と私たち

今回は、京都で弁護士をしている川村フク子理事に難民問題について書いていただきました。川村理事はCYR発足以来、会の運動にたずさわり現在、事務局担当理事として、又、関西支部のまとめ役として活躍しています。

インドシナ難民の背景とCYR活動

1979年9月、日本は国際人権規約を批准しました。そして昨年10月には、難民条約と難民議定書が批准され、それに伴って入管法が改正整備されて今年の1月1日から施行されることになりました。難民関係の国内法の整備は以上の通りですが最近、国内では難民の問題は一時ほどにはマスコミにも取り上げられず、一般の方たちの関心も低下していますので、もう一度難民問題を振り返り、私たちの会として今後何をなすべきかを考える素材を提供したいと思います。私もみなさまと一緒に

に考えたいのです。

まず、難民の問題は、私ども日本人がたいへん身近なこととして考えねばならない問題であるということからお話をいたしましょう。1975年春以来カンボジア、ラオス、南ベトナムが解放され、戦火が消えるように思われたのも束の間、その後もインドシナ半島の政情は混沌としています。私たちは、これらの新しい体制になじめない多くの人々が、およそ無謀としかいよいよの方法で祖国から続々と脱出してくる報道に胸を痛める日々を送っていました。これらの難民と呼ばれる人々は、インドシナ半島の近辺諸国に陸海空路を使って大量に流入し、これらの近辺諸国にさまざまな深刻な問題を引き起こしているばかりでなく、難民自体の惨状は目を覆うものがあります。国際社会全体の問題とし、わが国もこれらの問題を真剣に考えねばならない立場に置かれています。ところが日本は、過去においてこのような難民問題に直面することが極めて少なかったため、諸外国にくらべ、難民に関する国内法制の整備、入管行政の対応の仕方などあらゆる面が完全な遅れをとっているのみでなく、日本人一人一人としても対応の準備が全くできていないのが実情でした。そこへ全く忽然として、1975年5月、千葉港に、ベトナムのポート・ビープル9名の到達を迎えたのでした。その後今日までポート難民として日本に上陸した人たちの数だけみましても、1980年12月末時点で4361名、上陸後日本で出生した人は114名、死亡した人は6名となっています。ポート難民のうち大多数の人たちは、定住先を他国に求めて出港して行きましたが、1980年12月末現在でおよそ1898名が日本に残留しています。これらの人たちは、日本全国に散在する収容施設に入所して生活していますが、日本語の修得の難しさ、児童の就学につき地元小中学校がたやすく理解を示さないこと、就労が容易でないことなど、さまざまな問題に遭遇しています。これらの人たちは日本国内で自立し、自分たちの幸せをつかむための道筋は遠く、これらの人たちは私たちの手を待っています。

これらの人たちに対し、日本は、既存制度に拘束されながら、試行錯誤をくり返しているのが実情であり、難民問題の国内での解決は、今から始まるのだといっても過言ではありません。私たちの会は、タイとカンボジアの国境に近いタイ領内カオイダンキャンプの中に保育センター「希望の家」を創設し、日本から、適任の志願者の方々を現地へ送り続けることによって、戦争の最大の被害者であるカンボジアの子どもたちのための幼児教育の仕事をしてまいりました。これはUNHCR

から正式プロジェクトとして承認され、今では現地にしっかりと根をおろしています。会員の方々の中には、直接自ら現地活動に参加してくださった方もいらっしゃいますが、ほとんどの方たちは日本において会の活動を支える立場にまわってくださっています。難民問題について世間の関心が下火になっている昨今、会員のみなさまの中には、会の現地活動は何か遠い所のこととしか感じられなくなつた方もいらっしゃると思います。しかし、私たちが家族そろって平和な夕食の食卓を囲んでいるときも、カオイダンキャンプではなお物心両面で飢えた人たちが苦しんでいることはまぎれもない事実ですし、日本国内の収容施設の中では、将来に確たる希望を持てずに悩んでいる人たちが多くいることも事実なのです。私たちは、この会を組織した時点を思い返し、原点に立ち返って難民の問題をもう一度考えてみることにしましょう。

（註）1981年12月末までのポート・ビーブル日本上陸者総数5387名、定住者108名、滞留者1799名、日本での出生者174名、死亡者8名、第三国定住出国者3651名（外務省アジア局難民対策室資料）

日本における「難民」への対応

ここで、日本の入管当局がこれまで難民の人たちに対して実行してきた取扱いを、入管側の資料に基づいて眺めてみることにします。

第1は、インドシナ半島の政変前から日本に居住していた留学生、外交官、商用で来日していた人たち、観光客などについてです。これらの人たちについて、法務大臣は、出入國管理令4条1項16号に基づいて特別在留資格を認め、大部分の人たちに3年の在留期間を認めています。

第2は、いわゆるポート・ビーブルと呼ばれる人たちについてです。これらの人たちについて、法務大臣は特別在留資格を認め、在留期間180日の上陸特別許可を与え、かつ本人が日本に定住を希望する場合は、財團法人アジア福祉教育財團難民事業本部などの援助のもとに、その希望が実現できるよう努力します。

第3に、タイやマレーシア等のキャンプに収容されている人たちの中で日本への定住のために入国を希望する人たちについては、逐次3年の在留期間を認めることとしています。

第1ないし第3の人たちを対象とする定住受け入れ枠は、現在3000人あります。

第4に、ポート・ビーブルとの関連でしばしば問題とされるのは、いわゆる「流民」と呼ばれる人たちと、ベトナムからの「合法的出国者」の処遇についてであります。「流民」とは、インドシナ3国に生活歴を有する人たちで、インドシナ3

国の政変前もしくは政変後にインドシナ3国を出国し、台湾やタイなどの第三国に渡り、そこである期間の在留を認められ、かつそれらの第三国から旅券の発給を受け、この旅券をもって来日し、在留期間経過後も日本に残留している人たちのことと指します。これらの人たちの中には、日本への入国際に用いられた第三国発給名義の旅券が正規に入手されたものでなかったり、偽造旅券であったりする場合もあります。日本の入管当局は、これらの人たちが実質的にはインドシナ難民であるにもかかわらず、これまでのところ、正規旅券で入国した人については在留期間経過後は不法残留者として扱い、旅券発給国を庇護国としてそこへの強制退去命令を発し、正規に入手されていない旅券で入国したものは不法入国者として処遇してきました。入管当局は、不法残留者として1979年5月1日以降1980年にかけて強制退去令書の発付を受けた者は171名、その中の166名は法務大臣に異議申立をすることなく、旅券発給国への自費出国をしていることを指摘しています。しかし、これらの人たちが異議申立をせず、しかも自費出国したことが、すべてこれらの人たちの自由な選択に基づくといえるでしょうか。入管行政の実態を少しでも実感したことがある人なら誰でも、この数字の持つ意味を素直に肯定できないと思います。政府は、昨年5月22日、衆院法務委員会で、第三国旅券を所持するインドシナ難民について、一定条件で特別在留を許可する用意があると言明しました。今後はこの具体的な実施が望られます。

ベトナムからの合法的出国とは、1979年6月、ハノイ当局とUNHCRとの間でかわされた、ベトナムからの脱出希望者のオーダリーエグジットを認める旨の覚書に基づく出国者を意味します。しかし、これらの人は旅券を所持して正規に出国するわけではありません上、各国には、これらの人たちを引きとめて入国を認める義務を負っているわけではありません。つまり、各国の国情に応じて引き受けの可能性を決定すればよいこととされているため、各国の難民に対する姿勢が問題の解決にとって重要な鍵となります。

ところですでにみなさまの脳裡には、1968年（昭和43年）5月台湾の独立運動家柳文郷氏に対し日本が強制退去令書を発付し、同氏から執行停止の申請がなされているのを無視して同氏を飛行機に乗せて处罚が待っている台湾へ強制送還した事件、金大中事件、最近では陳美蘭事件などが浮かんできているのではないでしょうか。もしみなさまが、このような事件について再考されるきっかけをつかんでくださるならたいへんありがたいと考えます。

国内法改正の問題点

はじめにお話しましたように、難民条約及び議定書の批准に伴い改正された入管法は、今年の1月1日から施行されることになりました。入管法とは、出入国管理令の略称ですが、その正式の名称も「出入国管理及び難民認定法」と改められました。そしてこの法律の中に難民認定の手続が定められたのです。

第1の問題点は、「難民」という概念に関連しています。新しい入管法によると、難民であるか否かの認定を法務大臣が行うこととなっていました。その事務は入国管理局が取り扱うこととされています。ところで法改正の基礎となった難民条約は、もともと第二次世界大戦後のヨーロッパ大陸における難民問題処理のために用意されたものであり、その対象とする難民を、「1951年1月1日前に難民となった者」に限定していました。1966年11月19日の「難民の地位に関する議定書」で、右の期限は撤廃され、すべての難民に条約を適用できるようになりました。とはいっても、難民の概念は、条約1条A(2)に規定された内容にしばられます。ここには難民を「1951年1月1日より前に発生した事件の結果として、人種、宗教、国籍、特定社会集団への所属、または政治的意見の故に迫害を受けるという十分根拠のある恐怖のために、国籍国外にあって、かつ、国籍国の保護を受けることができない者、または、かかる恐怖のために国籍国の保護を受ける意志を有しない者、無国籍者であって、上記事実の結果として、以前の常居住国外にあって、かつ、その国に帰還できない者、または、かかる恐怖のためにその国に帰還する意志を有しない者」と定義づけています。「1951年1月1日以前」という時間的制約は議定書によってはずされました。その他の要件内容を現在日本にきている難民の人たちにあてはめてみると、その間に若干のへだたりを感じる方がたくさんいらっしゃると思います。日本政府をして難民条約及び議定書の批准に踏み切らせた最大の動機は、インドシナ難民に対する人道的対応の必要性であったわけですが、条約上の難民概念と人道的見地から現に受け入れる必要に迫られている「難民」とのギャップをどう処理するか、これは今後の重大な課題だといえるでしょう。

ところで先にも述べたようにこの難民法に該当するかどうかを認定するのはもっぱら入管当局なのですが、これまでの外国人の人権問題に入管行政が必ずしも敏感ではなかったことを考えますとこれまでよいのかどうか疑問に思います。

第2の問題点は、国際法上確立された「ノン・

ルフルマン」原則に関連しています。ノン・ルフルマン原則とは、政治的迫害の待つ国に退去を強制してはならぬということです。難民条約33条1項は、この迫害国向け送還禁止を規定しています。日本は、この条約を批准しましたから、当然、この態勢を守らねばならない立場にあります。ところが今回の改正入管法では、53条3項で「法務大臣が日本国の利益又は公安を著しく害すると認める場合」には、この禁止規定を適用しないとしています。どんな場合が日本国の利益または公安を著しく害する場合に当るのか、これまで政治亡命者、政治難民の国外への強制退去事件が何度か世論の的となっただけに、私たちは今後政府や入管当局の姿勢を厳重に監視して行かねばなりません。

さて長々とお話をしまいましたが、最後にもう一つだけ加えたく思います。日本には、韓国や朝鮮、台湾の国籍をもつたくさんの人たちが住んでいます。インドシナ難民の問題を考えるとき、いつもこれらの人たちの国内での地位が念頭に浮かびます。インドシナ難民の人たちは、私たちがかねてから解決を迫られているこれらの人たちの人权の問題をいみじくも私たちに再認識させてくれたともいえましょう。解決しなければならない問題がたくさんあるわけですが、私はCYRの活動にたずさわることによって自ら開眼していくたいと思っています。

「ニホンゴ、ムズカシイデス」

シーンさんを訪ねて

1月7日、CYRのメンバー4人は、カオイダンキャンプの保育センターで約4ヶ月保母として働き、現在栃木県の葛生(くずう)町に住むシーンさん一家を訪ねました。

シーンさんは1980年12月、ようやく希望がかない息子のリット君と来日し、1975年の政変直前のカンボジアから研修生として日本にきていたご主人のキューブさんと再会しました。その後、大和定住促進センターで日本語の学習、定住のための指導をうけ、昨年7月よりご夫婦で自動車部品を作る工場でねじの接合などの仕事をしています。工場のすぐ近くの日本家屋に管理人のおばさんと、昨年12月から新たに加わったカンボジア人二家族といっしょに住んでいます。

シーンさん一家にとって一番の問題は、日本語がまだ充分理解できない事です。そのため乗りものを利用することさえむづかしく、買い物なども、ときどき工場のご主人の関口さんに車でとなり町へ連れて行ってもらう以外は、ほとんど出かけることはないそうです。また、リット君が通う小学校

CYR の 動 き

タイ	日本
11/30 カンボジア語版、童話や絵本、11冊、11万部の復刻が終了する。	1/15 第6回理事会で会の1982年度活動計画を話し合う。
洋裁教室第3期、60名のお母さんたちが4ヶ月の講習を終える。	2/5 チャリティコンサート(主催:インドシナ難民を助ける会、レフェージーズ・インターナショナル)でインドシナ難民救援連絡会として写真展示する。
12/17-18 カオイダンキャンプより約3500人、第三国定住のためバナッニコムへ移動する。(「希望の家」職員8人。)	2/19-24 名古屋三越栄本店ステアーギャラリーで写真展を開く。以後、5月まで京都、大分、東京、横浜、宮古で開く。
12/24-27 カブチューン・キャンプ閉鎖により約5500人がカオイダンキャンプへ移動。	2/8-10 聖心インターナショナルスクールで写真を展示する。
12/30 戸別訪問による障害者の調査、および障害者理解のための講習を始める。	3/26 横須賀蒲賀公民館で地域のお母さんを対象に難民の子どもたち、私たちのあり方について講演する。
1/7 洋裁教室第4期39名、手芸教室第4期16名が4ヶ月の講習を終える。	
1/8-9 「希望の家」の子ども数の増加にともない保育室、織物、洋裁教室の配置がえをする。(1月30日現在824名)	

から授業参観などの通知がきても、工場の人や友人に読んでもらわなければなりません。「にほんご、むずかしいです。」とシーンさんが見せてくれた大学ノートには、ひとつでも多くの日本語を覚えるために、職場の人や友人にそのつど尋ねたことばが、ひらがなとタメーラ語でたくさん書きとめてありました。ことばが理解できないことからのいき違いも少なくありません。カンボジア人の友人がもってきてくれた料理に使うハッカのような植物を庭のあき地に植えたところ、管理人のおばさんが知らずに抜いてしまったので、シーンさんはがっかりして、一日仕事が手につかなかったそうです。

それぞれの家族の流し台や冷蔵庫の並ぶ広い土間は、夕飯のしたくてにぎやかになります。料理は、魚でつくった調味料やにんにく、香辛料を使うものが多く、料理中のそのにおいは、なじみのない人にとて、必ずしも快いものではなく、管理人のおばさんは、そのにおいが苦手だそうです。

こうした生活のなかで、シーンさんたちが楽しんでいるのは、友だちがきてくれることです。キャンプで生活をともにした日本の友人や日本での生活が長いカンボジア人の友だちも、ときどきたずねては、葛生では手に入らない食料品を届けたり、小さい子どもたちのために階段のすべり止めを付けるなどして、相談にものってくれるということでした。

日本で生活を始めて1年。冬の寒さに外出がおっくうになってしまいと言うシーンさん。文化や風土、習慣のちがう日本での生活に溶け込むには、本人の努力はもちろんですが、身近かな私たちの

理解や思いやりが何よりも必要とされているのではないかでしょうか。

ひらば

[幼い難民のスライドを見て]

私はこのスライドを見て、なん民と私達とは同じ人間だということを強く感じました。

なん民の子どもは、生活が苦しいのに、とてもやさしい目をしていて、私達よりずっと子どもらしいと思います。私達が、こういうかんきょうになつたら、人をいじめたり、おこったりして自分がよければいいというふうになってしまうでしょう。

私はなん民の子どもと、いっしょに生活したいと思います。でも、できないことです。私は、なん民の人になにかしてあげたいです。なにかしてあげられるでしょうか。ボライティアの人達は、本当にすばらしいと思います。私もボランティアの人になりたいです。そしてなん民の人にできるだけのことをしてあげたいです。 横浜の小学生

☆ ☆

「かわいそう・・・」と言って眺めることしかできない人は、本当にどうであるか、分っていないのでしょうか。これが現実であると私達は痛切に認識しなければならないのです。難民を受け入れることは、そう簡単なことではありません。ただ受け入れるだけなら誰でもできるかもしれません、彼らの将来は……と考えたとき、私達はそこまで受け入れることができるだろうか。あまりに日本は幸せすぎる。何故の豊かさなのか、今考えねばならないと私は思う。

YUKO

<「幼い難民を考える会」活動計画>

第6回理事会(1982・1・15)で決まった1982年度活動計画

I 国外の活動

- 1.カンボジア難民キャンプ(カオイダン)にある2ヶ所の保育センターで、保育、保育者養成のほか、障害児教育、父兄のための技術訓練(織物・洋裁・木工など)の内容を充実させる。
- 2.タイ国内にある他の難民キャンプでの育児、保育、衛生知識の普及のため他団体と協力する。
- 3.現地ボランティア派遣規模を3~4名に保ち、今後は、長期滞在(最低6ヶ月)でき

るボランティアを中心に活動を安定させる。

- 4.タイ・難民キャンプ以外の地域についても、会が貢献し活動できる態勢をつくる。

II 国内の活動

- 1.現地活動の意義とその成果をPRする。
- 2.CYRニュースの発行、写真展、講演会の企画と実施、地方会員活動の企画
- 2.活動資金を継続的に募る。
- 一般募金の継続、会費徴収、会員拠出金の募集。
- 3.会員が参加しやすい行事を企画、実施する。
例:バザー・勉強会・日本定住難民との交歓会

—会計報告—(1981年12月1日~1982年1月31日)
(単位・国内一円、現地一バーツ)

	項目	収入	支出	残高
国費	前月より繰越金	204479		
	会費(含支援金)	1,024,791		
	賛助会費	707,550		
	その他	1,000		
	事務所経費		572,115	
内寄付金	計	1,937,820	572,115	1,364,705
	前月より繰越金	5,114,748		
	寄付金	4,188,670		
	バザー収益他	705,802		
	I 国内活動費		163,410	
	II 現地施設運営費		8480	
	III 現地活動費		86970	
	IV 現地派遣活動費		2862935	
	計	10,008,720	8121,795	6886925
現地	前月より繰越金	877,247.28		
	補助金	49,535.51		
	寄付	0		
	その他	14,127.60		
	仮払戻し	143,605		
	I 施設運営費		173,882	
	II 活動費		71,148.20	
	III 派遣活動費		32,951.75	
	計	1,084,515.89	277,081.95	80743344

盛況! 京都クリスマスバザー

関西地方の会員の熱心な話し合いにより、昨年7月にCYR関西支部が発足。今までに数回の現地報告会、学習会を開き、昨年12月20日には、京都ドイツ文化センターのご協力のもとに盛況なクリスマスバザーが催されました。会場の同センターでは前日夜遅くまで準備が行われ、当日は三重、大阪、兵庫からもかけつけた10名あまりの会員も加わり、日用雑貨、衣類、手作りパン、喫茶、シチュー、おでんなどの売り場で奮闘。生演奏もあり、夜8時まで楽しく行われ、546,640円の純益がありました。

関西支部連絡先

△川村 フク子 Tel. 075-491-1135(事務所)
〒603 京都市北区小山北上総21-4

△神崎 一昌 Tel. 075-711-4926
〒606 京都市左京区一乗寺才形町48

事務局からのお知らせ

☆昨年12月は特にたくさんのご寄付、会費をお送りいただきました。みなさんのご協力のもとに1981年4月1日から1982年1月31日まで国内での寄付金は8,524,866円になりました。ご支援、深く感謝いたします。なお紙面の都合上、寄付者名は別刷りにいたしました。事務局では週1度または月1度でも来所可能なボランティアを求めていきます。簡単な事務、バザー・写真資料の整理、ニュース編集など興味をお持ちの方はぜひご連絡ください。

☆写真展「育て難民キャンプの子ら」のアルバムができました。多くの会員のみなさんのご利用をお待ちしています。

☆第2回定期総会を開きます。5月2日(日)午後1時東京、広尾の聖心女子大学内宮代会館予定。

編集担当 秋沢、川畑、岡口、森定